

平成26年度第2回相生市子ども・子育て支援事業推進委員会 会議録

日時

平成26年7月29日（火）午後3時00分から午後4時30分

場所

総合福祉会館 301研修室

出席議員

服部委員、原子委員、福島委員、米澤委員、平野委員、遠藤委員、江林委員、潮見委員、中川委員
鹿島委員、宮崎委員

欠席委員

北岡委員、賀川委員、平田委員、小園委員

事務局

子育て支援室 清水室長、森中副主幹

教育委員会 管理課 宮崎課長、学校教育課 能本課長、生涯学習課 西角課長

地域振興課 三宅課長

傍聴者

なし

議題

- (1) 子ども・子育て支援事業計画（案）の検討について
- (2) 教育・保育事業、地域子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」（案）について
- (3) 基準制定を必要とする条例等の制定について
 - ・基準制定を必要とする条例等の制定について
 - ・基準制定を必要とする条例等の条例（案）及び参照条文
- (4) その他

資料

配布資料一覧

資料1 子ども・子育て支援事業計画（案）の検討について

資料2 教育・保育事業、地域子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」（案）について

資料3-1 基準制定を必要とする条例等の制定について

資料3-2 基準制定を必要とする条例等の条例（案）及び参照条文

【委員長】

それでは、(1) 子ども・子育て支援事業計画（案）の検討についての説明をお願いします。

【事務局】

《資料1 説明》

【委員長】

何かご質問でもご意見でもありましたら、お願いします。

【委員】

18 ページの計画について、「次代の親の育成」という表現が分かりづらいです。

【委員長】

「次代の親の育成」という言葉は、次の時代の親となるべき子どもたちの育成という意味です。

【委員長】

本日は、まだ、計画書の前段ですので、今後内容について議論する機会があると思います。

【委員長】

次に、(2) 教育・保育事業、地域子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」（案）についての説明をお願いします。

【事務局】

《資料2 説明》

【委員長】

何かお気づきの点がありますでしょうか。8 ページ⑦病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を合わせて病児・病後児保育に対応するということでしょうか。

【事務局】

ファミリー・サポート・センター事業の中に病児・緊急対応強化事業と病児保育事業があります。相生市におきましては、ファミリー・サポート・センター事業での病児・緊急対応強化事業を実施していません。平成 27 年度からは、病児保育事業として新たに病後児保育を行う予定で、その数字を「確保方策」の数字として入れました。

【事務局】

ファミリー・サポート・センター事業については今のところ実施していませんが、今後病児・病後児保育を保育所が行なうことを基本にしていますが、足りないということであれば考えなければいけないと考えているところです。

【委員長】

そうであれば、事業の表題にファミリー・サポート・センターをあげる必要はないのではないのでしょうか。

【事務局】

国の事業の考え方に基づいての題としていますので、確認した上で問題なければ、表題の変更を検討させていただきます。

【委員】

5 ページの学童保育ですが、放課後の学童保育と理解してよろしいでしょうか。確保方策のところ「市域全体で調整」とは、どのような意味ですか。

【事務局（生涯学習課）】

各学童保育は現在、市だけで行なっていて、希望者の関係で 6 校しか開設していません。今後、需要が増えてきたら、必要に応じて増員します。「市域全体で調整」とは、例えば双葉小学校の場合は数がどんどん増えていっていますが、それに対する定員が仮にオーバーした場合、近隣の小学校に空きがあれば受け入れるといった調整です。

【委員】

放課後だけ移るのは、実際にできるのでしょうか。

【事務局（生涯学習課）】

去年、1 件そのようなケースがありました。今後、そのようなことが出てくることも視野に入れながら、原則は各学校で放課後、学童保育をするのが理想です。施設整備等も含めて検討して参ります。

【委員】

数が多くなって実際に人が動くとな様々な問題が起こってくるのではないかと思います。

【事務局（生涯学習課）】

その辺りも含めて検討しますが、希望する生徒さんの数と定員を調整していきます。実際に今年の 2 月から双葉小学校と中央小学校は大幅に増やしています。

【委員長】

量と質のバランスをとることが重要と思います。

【委員】

一時預かり（在園以外）では、親族に預けることのできる人を控除したが、預ける人がいると回答しても、実際に預けることのできない人もいると思う。そのような点は考慮していますか。

【事務局】

ニーズ調査の数字と現実的な数字でいうと、現実的に一時預かりで入れない児童はいません。父母のニーズ調査の中でアンケートを答えるときに、緊急時に預けることと実際に預けることでは違ってくると思います。ただ、全国的に意見が多かったために、国も7月に修正の方向性を出しました。現実に近い数字を算出する方法が例示されたため、その方法に沿った考えとなっている状況です。

【委員長】

変化の可能性については、想定できないですから。

【委員長】

次に、(3) 基準制定を必要とする条例等の制定についての説明をお願いします。

【事務局】

《資料3-1、資料3-2説明》

意見なし

【委員長】

その他、連絡事項、予定等ありますか。

【事務局】

今回お示した内容は8月5日の子ども・子育て会議に諮り、承認をいただく予定となっています。

【委員長】

ありがとうございます。それでは、本日は活発な議論ありがとうございました。以上で終了いたします。

以上